

I 蟹江町教育委員会教育目標、基本方針および施策方針

教育目標

蟹江町は、子どもたちが知性と感性を育み、心身ともに健康で人間性豊かに成長し、互いの人格を尊重するとともに、社会の一員としての自覚をもって地域にかかわる人間に育つことを目指します。

また、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を目指します。

基本方針

1 子どもたちの生きる力と健やかな精神の育成

日本国憲法及び教育基本法を基盤とし、蟹江町民憲章の趣旨を生かして、次代を担う子どもたちに、将来の職業や生活を見通して社会の中で自立的に生きる力や生涯にわたって学び続ける意欲、健やかな精神や豊かな心を育みます。

施策方針

- (1) 人権尊重の精神、男女平等の意識、平和を愛する心、生命を尊重する心、自然を大切に作る心などを育む教育を進めます。
- (2) 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた郷土を愛するとともに、公共の精神、社会貢献の精神を育む教育を進めます。また、異文化理解を基盤とした国際理解の教育を進めます。
- (3) 障がいのある人や高齢者など、すべての人が社会の一員として、明るく平等に活動できる社会を目指し、お互いを理解し、連帯感を育む教育を進めます。
- (4) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、それらの活用を重視するとともに、言葉を大切にしてコミュニケーション能力を高め、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和のとれた教育を進めます。
- (5) 個性や創造性を伸ばし、自主・自律の精神を養うとともに、自己の生き方についての考えを深め、望ましい勤労観・職業観を身につける教育を進めます。

2 学校の教育力の向上

様々な教育課題に対応し、子どもたちにとってよりよい教育を進めるために教育環境を整備し充実させ、教師の指導力を含めた学校の教育力の向上を図ります。

施策方針

- (1) 学校が自校の教育目標の実現に向けて、学習指導要領に則った教育課程や教育活動を計画的に進めることができるよう支援します。
- (2) 教師が指導力や様々な教育課題に対応する力を高めるため、研修する機会と内容の充実を図ります。
- (3) 少人数集団における指導、スクールサポーターを活用した指導など、子ども一人ひとりの理解や学習内容の定着状況に応じた指導の充実を図ります。
- (4) 障がいのある子ども一人ひとりの教育ニーズを把握し、適切な指導や必要な

支援を行うために、専門家などによる助言や支援者による指導補助などを通して、特別支援教育を進めます。

- (5) 子どもたちが情報を正確に処理する力や正しく判断する力、情報を効果的に活用したり発信したりする力を高めるために、情報機器や図書館などを活用した授業ができる環境の整備を進め充実を図ります。
- (6) 子どもたちが健康で安全な生活を送ることができるよう、学校施設や教育環境の整備を進め充実を図ります。

3 家庭、地域、学校が連携した教育の推進

保護者や地域、関係諸機関と学校とが連携した健全育成などの教育の取組を進めるとともに、情報の発信や公開、学校評価を充実し、信頼される学校づくりを進めます。

施策方針

- (1) 家庭教育の重要性を踏まえ、家庭と学校との密接な連携により、規範意識の向上、あいさつや食事などの基本的な生活習慣、家庭学習などの習慣の形成に努めます。

また、小学校と中学校との連携を強化し、効果的に指導する体制づくりを進めます。

- (2) 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、危機管理の視点からも、家庭、地域、学校、関係諸機関と一体になって、非行、問題行動、犯罪被害及び交通事故の未然防止並びに防災教育の推進及び心身の健康の保持・増進に取り組みます。

- (3) いじめは、すべての学校・学級で起こりうるという認識のもと、家庭、地域、学校、関係諸機関との密接かつ日常的な連携により、その解消を図るとともに、対応力の向上を図ります。(蟹江町いじめ防止基本方針によります。)

また、いじめ・不登校などの教育課題、就学や進路に関する悩みなどに対応する教育相談の機能を高めます。

- (4) 蟹江町給食センターを中心とし、学校や保護者の意見を取り入れながら、「安全、安心、おいしい、楽しい」学校給食の実施と食育の推進に努めます。
- (5) 学校が充実した教育活動を進めることができるよう、授業や生活指導、部活動、学校図書館などへの保護者や地域の方々の積極的な参加ができる仕組みづくりを進めます。
- (6) 保護者の組織や町民、学校支援ボランティアなどと連携した「開かれた学校経営」を行い、積極的に評価を受け、改善を図ることで信頼される学校づくりを進めます。

また、地域に開かれた公開授業や研究などに取り組むとともに、積極的に説明責任を果たします。

4 生涯学習の推進

町民が生涯にわたって、いつでもどこでも自由に学び続けることができる社会を目指し、学習の場や機会の充実、環境の整備を進めます。

施策方針

- (1) 町民が自らに適した学習活動を行えるよう、講座や講演会、展示会、発表会などの情報を積極的に提供するとともに、学習をさらに深めるための相談機能の充実を図ります。
- (2) 図書館では図書その他の資料の充実・サービスの向上を図り、公民館や歴史民俗資料館では、多様化する町民のニーズに応える講座などを開催し、町民が誰でも自由に学習できる環境の整備を進めます。
- (3) 地域の教育力の向上を図るために、学校と地域の連携・交流を深める仕組みづくりを進めます。また、地域の大学や生涯学習事業を行っているその他の機関との連携を図ります。
- (4) 町民が自らの学習成果を地域など様々な場で発揮できるよう支援します。また、町民が学習の場を十分確保できるよう社会教育施設の整備を図るとともに、学校が地域の拠点となるよう運動場、体育館、教室の開放を進めます。
- (5) 町内の貴重な文化財の維持・保全に努め、町民が文化財に親しむことができる機会を提供します。

蟹江町民憲章

わたくしたち蟹江町民は 自然に恵まれた水郷の町を誇りとし 力を合せて豊かな地域社会の建設をめざし 邁進することを誓い合い この憲章を定めます

- 一 いのちと暮らしを守り 健康を増進し 平和で安全な町をつくります
- 一 みんなで助け合い 励ましあって 希望にみちた生きがいのある町をつくります
- 一 美しい自然を愛し 環境の浄化につとめ 住みよい町をつくります
- 一 先人の教えや遺産を大切にし 教養を高め 文化の香り高い町をつくります